m	nn ( = +				
設置者に関する事項 (1)地方公共団体又は地方独立行政法人の場合  □当該博物館の設置条例又は登記事項証明書(館則含む)  □取消の日から2年を経過しない者でないことを宣誓する書類 (2)その他の法人の場合					
(=/ € 30 )	□法人登記事項証明書、定款(館則含む) □収支計画書等(直近2年分の決算書、直近の予算書) □民事再生法による民事再生手続き又は会社更生法による会社更生手続き中でないことを宣誓する書類。				
□役員の略歴等 □自らが反社会的勢力に該当せず、及び反社会勢力との関係がないことを宣誓する書類。 □取消の日から2年を経過しない者でないことを宣誓する書類					
博物館の体制に関する事項 (1)基本的運営方針を示す書類及び公表方法を示す書類。					
	口設置条例	口定款	□館報	口長期ビジョン	□□述記録等
(2)博物館資料の収集及び管理の方針を示す書類					
	□管理規則	□定款	□館報	□長期ビジョン	□□述記録等
(3)博物館資料の目録					
	□目録	□項目一覧			
(4)展示等	等の事業計画又は実績を示	:す書類			
	□事業計画書	□実績報告書	□館報	口その他	
(5)調査	研究等の事業計画又は実績	を示す書類			
	□館報	□展示解説資料	□研究紀要等	□その他	
(6)学習機会の提供、教育活動等の事業計画又は実績を示す書類					
	□実績報告書	□事業計画書	□館報	□イベントカレンダー	口その他
(7)職員の職種に応じた研修機会が確保されていることを示す書類					
	□研修方針 (趣旨·内容·対象)	□研修計画	□研修実績報告	口その他	
博物館の職員に関する事項 (1)館長の氏名、職務内容、経歴を示す書類					
	□組織図	□略歴書	□決裁規定	口その他	
(2)学芸員					
	□組織図	□業務分掌表	□辞令	□資格証明書	
(3)その(	他の職員の名簿、業務分担	を示す書類			
	□組織図	□業務分掌表	口配席図	口その他	
博物館の施設及び設備に関する事項 (1)館種に応じ適切な施設、設備が整備されていることを示す書類					
	□土地・建物図面	□登記簿	□賃貸契約書	□機器類等備品リスト	口その他
(2)防災	及び防犯のために必要な施	設、設備を有していることをえ	示す書類		
	□消防設備点検結果表	口消防計画	口職員行動マニュアル		
(3)利用者の安全、利便性の確保に関し配慮されていることを示す書類					
	口職員行動マニュアル	□AED、給水設備、Wi-Fi設	<b>设備等配置</b> 図	口その他	
(4)多様な利用者に対する配慮がなされていることを示す書類					
	□職員行動マニュアル等	口救護室、防犯カメラ、担勢	架、室温制御等配置図	口その他	
開館日数 開館等日数を示す書類					
洲跖守口	□設置条例	□定款	□館報	□イベントカレンダー	口その他
	ᆸᇝᇣᅎᄞ	ᆸᄹᅑ	ᅜᄓᅥᄊ	<b>山 : ・ノ : ハレノブ <sup>一</sup></b>	ᆸᆫᇇᅅᄩ